

英語指導助手派遣業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、英語指導助手派遣業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型（指名型）プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

英語指導助手派遣業務

(2) 業務内容

別紙「英語指導助手派遣業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（3 年間）

3 見積上限額

金 150,700,000 円（消費税および地方消費税額を含む）

4 実施方式

公募型（指名型）プロポーザル方式

5 スケジュール

公募開始	令和 7 年 11 月 4 日（火）
質問締め切り	11 月 14 日（金）
質問回答	11 月 19 日（水）
参加申込書提出期限	11 月 21 日（金）
参加資格審査通知発送	11 月 28 日（金）
企画提案書提出期限	12 月 4 日（木）
プレゼンテーション実施	12 月 22 日（月）
審査結果通知発送	令和 8 年 1 月上旬
仕様内容についての協議	1 月中旬

6 参加資格

令和 7 年度守山市役務委託等業務業者登録名簿に登録され、「135 教育関係③外国語指導」を取扱内容としている者のうち、次の 3 条件を満たす者。

- (1) 令和 3 年 4 月 1 日以降に英語指導助手派遣業務として、年間 10 以上の小中学校および 1 以上の就学前の園への派遣実績があり、守山市の英語教育に必要な依頼時数を満たせる英語指導助手を派遣できること。
- (2) 1 時間以内に守山市教育委員会および就業場所校園へ到着できる地域内に、総括責任者またはそれにかかわるコーディネーターを有すること。
- (3) 以下の項目に該当しない者。
 - ・経営状況が健全でなく、市税等を滞納している者
 - ・営業を開始してから、申込み日までに 1 事業年度（12 か月）以上を経過していない者
 - ・地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者
 - ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

7 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第 5 号）により、持参または電子メールのいずれかの方法で提出すること。

※ 電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。

※ 郵便の場合は、受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

※ 電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和 7 年 11 月 14 日（金） 正午まで

(3) 提出先

守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市教育委員会事務局 学校教育課

電話 077-582-1141（直通） FAX 077-582-9441

電子メール gakkokyoiku@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和 7 年 11 月 19 日（水） 予定

8 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本実施要領、仕様書および守山市財務規則（昭和 39 年規則第 6 号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。（1 部ずつ）

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）

イ 業務実績表（様式第 3 号）

※ 業務実績表には委託業務契約書および仕様書の写しを添付すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 11 月 21 日（金） 午後 4 時 45 分まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前 9 時から午後 4 時 45 分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

(5) 参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加資格を有する旨、令和 7 年 11 月 28 日（金）頃を目処に通知する。

9 企画提案書提出期日および作成方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第 2 号関係） 15 部

以下の項目について記載すること。

提案書の様式については任意とするが、用紙サイズは原則 A 4（横向き、長辺綴じ）、表紙を含め 20 ページ程度とし、下記「審査区分および審査項目一覧」の記載順序を意識して提案書を構成すること。ただし、これは提案範囲を限定するものではない。また、表紙以外にはページ番号を付番すること。

審査区分および審査項目一覧

No	審査区分	審査項目
1	業務の実施方針・実施体制・実績	実施方針・実施体制・実績
2	業務運営	計画

3		基本の管理体制
4		緊急時等の対応
5		市教育委員会・配置校との連携
6	ALT の資質	研修計画
7		資質の確保
8		個人情報保護

イ 見積書（様式第 4 号） 15 部

(2) 提出期限

令和 7 年 12 月 4 日（木）正午まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前 9 時から午後 4 時 45 分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

10 プレゼンテーションおよびヒアリング審査の実施

提案に関するプレゼンテーションおよびヒアリング審査を以下のとおり実施する。

(1) 実施日時

令和 7 年 12 月 22 日（月） 午前 9 時 30 分開始予定

(2) 場所

守山市役所 4 階 41・42 会議室

(3) 説明時間

30 分以内

(4) 質疑応答

15 分程度

※ プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示を手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配布を認める。

11 審査方法

(1) 事前に定めた審査基準に基づき審査し、候補者および次順位候補者を選定する。

- (2) 書類審査およびプレゼンテーションならびにヒアリング審査を行うものとし、審査委員が各自評価、採点する。
- (3) 審査員の評価点の合計が最低基準点（満点（100点×評価者数）の6割）以上となった応募事業者のうち、評価点が最も高いものを候補者として選定する。なお、応募が1事業者であった場合でも、評価得点が最低基準点以上となる場合は候補者となる。
- (4) 採点基準については、別紙「英語指導助手派遣業務にかかる提案の採点にかかる審査項目および着眼点について」のとおり。

12 審査結果

- (1) 通知方法プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知日
令和8年1月上旬

13 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (2) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (3) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

14 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 候補者名
- (2) 参加事業者数
- (3) 参加事業者の評価点（得点順）

市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例（平成11年条例第21号）に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

15 その他

(1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 参加申込み後の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、すみやかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が、第3項に掲げる見積限度額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は候補者に選定された者が作成した企画提案書の内容を無償で利用できるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできないものとする。

16 問い合わせ先

守山市吉身二丁目5番22号

守山市教育委員会事務局 学校教育課

電話 077-582-1141（直通） FAX 077-582-9441

電子メール gakkokyoiku@city.moriyama.lg.jp

**英語指導助手派遣業務にかかる
提案の採点にかかる審査項目および着眼点について**

区分		審査項目	着眼点
1	業務の実施方針・ 実施体制・実績	実施方針・実施体制・実績	・本市が定める業務を理解し、基本方針が提案されているか。 ・業務目的を達成するための目標設定が提案されているか。 ・指揮命令、責任体制が具体的に提案されているか。 ・ALTの勤務条件・給与体系はどうか。 ・過去5年間に於ける他市町村での実績はどうか。
2	業務運営	計画	・円滑な業務実施のための人員配置、欠員時の対応等が具体的かつ的確に計画されているか。業務開始前の計画は適正なものか。
		基本の管理体制	・通常時の業務状況の管理や指導の体制はどのように提案されているか。
		緊急時等の対応	・ALTの遅刻・欠勤、緊急な対応を要する場合、どのように対応できるか。
		市教育委員会・配置校との連携	・市教育委員会・配置校や市教育委員会との連携を密に図れるか。 ・学校の要望について可能な範囲で臨機応変に対応できるか。
3	ALTの資質	研修計画	・英語教授法や日本の学校教育事情など幅広く十分な研修計画が提案されているか。
		資質の確保	・勤務状況の把握に努め、その結果をALTにフィードバックし、改善できる評価システムが提案されているか。
		個人情報保護	・ALTに学校における規則遵守、守秘義務を徹底させる方法が具体的に示されているか。
4	価格評価	見積金額	・配点(20点)×(提案価格のうち最低価格/提案者の提案価格) ※小数点以下切り捨て